【令和６年３月21日公布　令和６年三浦市条例第５号】

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「100分の6.47」を「100分の6.68」に改める。

第５条中「国保課税被保険者均等割額」を「被保険者均等割額」に、「27,600円」を「29,600円」に改める。

第６条第１号中「19,900円」を「21,600円」に改め、同条第２号中「9,950円」を「10,800円」に改め、同条第３号中「14,925円」を「16,200円」に改める。

第７条中「100分の2.7」を「100分の2.8」に改める。

第８条中「15,600円」を「16,800円」に改める。

第９条中「100分の2.29」を「100分の2.18」に改める。

第11条中「16,300円」を「13,100円」に改める。

第12条中「2,200円」を「7,000円」に改める。

第25条第１項第１号ア中「19,320円」を「20,720円」に改め、同号イ中「13,930円」を「15,120円」に、「6,965円」を「7,560円」に、「10,448円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「10,920円」を「11,760円」に改め、同号エ中「11,410円」を「9,170円」に改め、同号オ中「1,540円」を「4,900円」に改め、同項第２号ア中「13,800円」を「14,800円」に改め、同号イ中「9,950円」を「10,800円」に、「4,975円」を「5,400円」に、「7,463円」を「8,100円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,400円」に改め、同号エ中「8,150円」を「6,550円」に改め、同号オ中「1,100円」を「3,500円」に改め、同項第３号ア中「5,520円」を「5,920円」に改め、同号イ中「3,980円」を「4,320円」に、「1,990円」を「2,160円」に、「2,985円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,360円」に改め、同号エ中「3,260円」を「2,620円」に改め、同号オ中「440円」を「1,400円」に改め、同条第２項第１号ア中「4,140円」を「4,440円」に改め、同号イ中「6,900円」を「7,400円」に改め、同号ウ中「11,040円」を「11,840円」に改め、同号エ中「13,800円」を「14,800円」に改め、同項第２号ア中「2,340円」を「2,520円」に改め、同号イ中「3,900円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,240円」を「6,720円」に改め、同号エ中「7,800円」を「8,400円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の三浦市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。